

会 議 録

会議の名称	第 18 回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	17 年 6 月 20 日 19 時 00 分から 21 時まで
出席者	渡邊会長、松島職務代理、伊藤委員、内田委員、鎮目委員、小此木委員、蚊野委員、事務局 富所課長、井上係長、新井主査
議 題	1. 西東京市スポーツ施設条例施行規則(案)について 2. 2 年間の総括 3. その他
報告事項	1. 17 年度スポーツ振興課事業計画及び予算について
会議資料の 名 称	前回会議録 資料 56 17 年度スポーツ振興課事業計画 資料 57 平成 17 年度予算見積総括表(歳入、歳出) 資料 58 西東京市スポーツ施設条例施行規則(案)について 資料 59 西東京市社会体育(スポーツ)関係団体に対する補助金交付要綱 当日配布 資料 60 西東京市スポーツ施設条例訂正箇所 [第 2 期西東京市スポーツ振興審議会]2 年間の総括
記録方法	会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>会長：</p> <p>第 18 回スポーツ振興審議会を開催します。議題に始める前に始めての方がいるので自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>委員：</p> <p>新しい委員の蚊野委員、小此木委員、鎮目委員より自己紹介がある。</p> <p>事務局：</p> <p>資料の確認をする。</p>	

会議録については、前回の4月18日分を事前送付させて頂いておりますが、内容に不都合がなければ承認して頂いたものとして処理させて頂きたい。

会長：

文言で「ふさわしい」の字句の修正をする。内容については、承認する。
議題と報告事項も含めて審議したい。事務局より説明をお願いしたい。

事務局：

議題の中では、報告事項になっているが、資料56 スポーツ振興課事業計画について説明をする。スポーツ振興計画の懇談会委員については、体育協会より1名、スポーツ振興審議会より1名推薦をお願いする予定。詳細については、要項を作成中なので作成しだい詳細について報告させて頂きたい。予算の議決が遅れたが7月からスポーツ振興計画の策定に向けて進めていきたいと考えている。スポーツ振興審議会の委員については、7月以降の審議会で審議を進める中で推薦して頂ければと考えております。

西原総合教育施設のスポーツクラブについては、準備会から運営委員会を立ち上げるべく準備をしている所である。

市体育館については、昨年度から工事を始めているところであり、来年の5月オープンに向けて準備を進めているところである。

資料57 平成17年度予算見積総括表(歳入、歳出) 予算の特徴的なものについて、説明させて頂きたい。

会長：

事業計画の重点事業並びに予算について質問があれば受けたいと思います。質問がなければ先へ進みたい。

委員：

施設整備について伺いたい。

事務局：

具体的な内容については、今年度策定されるスポーツ振興計画の中で明らかになると思いますが、施設整備については、議会の中で議論されているが、基本的には、スクラップ&ビルドにしている。今後中々新しい施設は、できないのかと思っている。多摩六都の圏域の中で新しい施設の要望書を出すことになっているので、その場所がどこになるかわからないけれど施設整備が計られればと考えている。2015年となると難しいのかなと思っている。

会長：

今後、考えていくということか。

事務局：

そういうことである。

会長：

ほかになければ、事業計画は承認したものとして次へ進みたい。

事務局：

西東京市スポーツ施設条例施行規則(案)、別表、様式について説明させて頂きたい。

スケジュールについては、4月18日第17回スポーツ振興審議会で西東京市スポーツ施設条例(案)審議を頂く中、6月定例会で審議され議決を経ていきます。その中で1点だけ議会から指摘を受けて訂正箇所が出ています。資料50第4条関係の指定管理者の管理について「行わせるものとする。」となっていました。他にこもればホール条例ほか2点が上程されています。西東京市スポーツ施設条例を除き全て4条関係が全て「行わせることができる」規定になっている。通常条例には、できる規定が一般的であるが、今回、スポーツ施設条例については、行なわせるものとする。という表現で提案させて頂いた。選考して事務を進めていたため庁内内部調整ができなかった。他の条例との整合性ができないということで、6月議会の中で一部訂正ということで議会で可決されているところであります。

スポーツ施設条例を前提に今回西東京市スポーツ施設条例施行規則(案)を提案させて頂いている所であります。指定管理者制度の導入に向けて又は、施設の使用方法について定めるために規則を整備するものであります。(配布資料に基づき説明)指定管理者については、指定期間は条例の中で5年間に定めています。指定管理者が行なう業務としては、有料・無料の施設と文化・スポーツ振興財団が管理している施設を一括して指定管理者にお願いすることにしていく。指定管理者と5年間の基本協定と毎年の協定を行なう中で管理運営を行なうものです。ふさわしい指定管理者がなかった場合又は公募がなかった場合、教育委員会が直営で管理しなければならない。指定管理者が教育委員会と読み替え規定になっていることも理解して頂きたい。現在は、使用料となっていますが、指定管理者制度の中では、利用料金となりますのでご理解をお願いしたい。施行期日ですが、18年4月1日から施行させて頂きます。西東京市スポーツセンター条例施行規則から8規則についても施行を以って全て廃止させて頂くことになっております。経過措置として前の条例規則で施設の承認を受けているものについては、この規定でみなすものとする内容であります。利用料金については、2ヶ月前から納付が可能でありますので、4月1日前の使用料を利用料金制度のみなし規定として取り扱いさせて頂くもの

であります。

会長：

説明に対して質問があればお受けしたい。

審議会としては、既に条例が議決されているということであるので、全体を理解するということが良いのではないか。

委員：

財団の職員数は何人いるのか。

事務局：

スポーツ関係職員は2名、スポーツ指導員、契約職員がいる。

指定管理者になったらどうするのか。

当初は、財団は、指定管理者に公募に参加しないと市の方針ではしていた。

議会の中では、中々理解を得られていない状況でもある。財団の職員についても短期で異動してしまうのでプロパーがいない。

昨年、板橋区では25施設を1業者と契約をしている実績がある。

会長：

質問がなければ、合併をしたことによる1市2制度の中でスポーツ関係の各々の条例・規則を一本化し市民サービスを図る。指定管理者制度を条例に盛り込まなければならない。使用区分・料金について事務局より説明を受けた。その中で当審議会の意見も反映させて頂きたいということで、本日の西東京市スポーツ施設条例施行規則(案)については、同意したという結論にしたい。

事務局：

今後の予定ですが、規則については、6月教育委員会で審議し決定して頂ければと思っております。

会長：

スポーツ振興審議会委員の意見も反映して頂きたい。

それでは、最後になりましたが2年間の歩みとして概要について、作成しました。懸案については、スポーツ振興計画の策定、総合型地域スポーツクラブの育成とあり方について、当審議会がバックアップしていくかである。

事務局：

資料 59 社会教育関係団体補助金交付要綱に基づき、今年度も社会教育関係団体補助金を行なっていきます。説明会については、6月15日市報掲載、6月30日説明会、7月15日から7月22日ごろまで申請受付・審査、8月のスポーツ振興審議会にて報告・承認を受けて9月下旬に各団体に交付する予定であります。予算額は40万円である。去年は3団体申請された。

体育協会については、7月7日理事会があるので条例・規則については、説明しておきたいと思っております。市体育館についても秋ぐらいから形が見えますので順次説明をさせて頂きたいと思っております。